

## 八王子市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

八王子市(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)は、市民の健康づくりに関する連携した取組を行なっており、更なる連携強化を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進し、市民や市内企業の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- (1)市民の健康増進に関すること。
- (2)市内企業の従業員の健康増進に関すること。
- (3)その他、両者が協議し、必要と認めること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組内容については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

3 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

### (協定内容の変更)

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (守秘義務)

第4条 第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和6年(2024年)3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、30日前までに書面をもって通知することにより、本協定を終了させることができる。

(協議)

第6条 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年(2023年)2月15日

甲 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市

八王子市長 石森 孝志

乙 東京都八王子市明神町四丁目9番8号 京王八王子明神町ビル6階  
明治安田生命保険相互会社 八王子支社

支社長 大久保 淳子